

# 随意契約結果書

物品等の名称 及び数量	一般国道10号吉尾地区電線共同溝に伴う既存設備改良北工区工事
契約担当官等の 氏名並びにその 所属する部局の 名称及び所在地	分任支出負担行為担当官 九州地方整備局 宮崎河川国道事務所長 松村知樹 宮崎市大工2丁目39番地
契約締結日	令和5年5月25日
契約の相手方の 氏名及び住所	エヌ・ティ・ティ・インフラネット（株）九州事業部
契約金額 （消費税及び地 方消費税含む）	¥107,391,900-
予定価格 （消費税及び地 方消費税含む）	-
随意契約による こととした理由	別紙のとおり
備考	

## 随意契約理由書

1. 件名 : 一般国道10号吉尾地区電線共同溝に伴う  
既存設備改良北工区工事
2. 履行場所 : 宮崎県都城市吉尾町6122番1～同県同市同町2番2
3. 随意契約の相手方: 名称 エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社 九州事業部  
住所 福岡県福岡市博多区東比恵2丁目3番7号  
電話 092-432-3791
4. 随意契約適用法令: 会計法第29条の3第4項及び  
予算決算及び会計令第102条の4第3号

### 5. 当該工事の目的・内容及び随意契約に付する理由

#### 1) 当該工事の目的

電線共同溝は、「電線共同溝の整備等に関する特別措置法」に基づき、電線の設置及び管理を行う2者以上の電線を収容するために道路管理者が道路の地下に設ける施設であり、当該工事は、民地への電線の引込み及び周辺地域の架空線等との電線の接続のための管路を設けるものである。

#### 2) 当該工事の内容

当該工事は、既存設備を電線共同溝の一部として活用するために、既存マンホールの改造や追加割込みマンホールの施工等を行うものである。

#### 3) 随意契約に付する理由

本工事は、既存設備を電線共同溝の一部として活用するために、既存マンホールの改造や追加割込みマンホールの施工等を行うものであり、西日本電信電話株式会社が管理する電線に直接影響するため、電線に関する事故が発生した場合、周辺民家へ被害を与えることとなり、迅速且つ専門的な対応及び管理・監督が必要となる。

以上のことから、本工事を的確で円滑に履行するためには、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社九州事業部が唯一の契約相手方と判断するものである。

このため、本工事は会計法第29条の3第4項及び予算決算及び会計令第102条の4号3号により、エヌ・ティ・ティ・インフラネット株式会社九州事業部と随意契約を行うものである。

(随意契約理由書作成者)  
宮崎河川国道事務所 計画課長